

指定基準の見直し案（介護サービス（既存））

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

I 共通事項

<人員・設備に関する基準>

- ① 介護予防サービス事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認める所要の規定を定めること。
- ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける旨の規定を追加すること。
※ 訪問系以外の全てのサービス類型に共通

<運営に関する基準>

- ① 利用料等の受領
居宅支援サービス費の規定を削除すること。
- ② 基本取扱方針
「要介護状態となることの予防に資するよう」という規定を削除すること。
- ③ 非常災害対策
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する旨の規定を追加すること。
※ 訪問系以外の全てのサービス類型に共通

II 個別サービスにおける改正事項

1 訪問介護

<運営に関する基準>

現行の「管理者及びサービス提供責任者の責務」の規定について、サービス提供責任者の責務を明確化し、次に掲げる事項を規定すること。

- ・ 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利

用者の状況についての情報を伝達すること。

- ・ 訪問介護員の業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ・ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ・ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

2 訪問看護

<人員に関する基準>

「理学療法士又は作業療法士」に「言語聴覚士」を追加すること。

3 訪問リハビリテーション

<人員に関する基準>

「理学療法士又は作業療法士」に「言語聴覚士」を追加すること。

<運営に関する基準>

「訪問リハビリテーションの具体的取扱方針」、「訪問リハビリテーション計画の作成」等の規定において、「理学療法士又は作業療法士」とされているところに「言語聴覚士」を追加すること。

4 居宅療養管理指導

<運営に関する基準>

現行の「指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針」の「医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針」に以下の事項を追加すること。

- ・ 原則として、サービス担当者会議に参加し、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うこと。
- ・ サービス担当者会議に参加できない場合には、原則として、文書による情報提供を行うこと。
- ・ 利用者又はその家族に対する指導、助言等については、原則として、文書によるよう努めること。

5 通所介護

<指定療養通所介護サービスに関する基準>

現行の通所介護の規定に、指定療養通所介護サービスの規定を追加すること。

(1) 趣旨

現行の人員、設備、運営の基準にかかわらず、指定療養通所介護の事業（指定通所介護の事業であって、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等を対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、以下に定めるとおりとすること。

(2) 基本方針

- ・ 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであること。
- ・ 事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治医や利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならないこと。

(3) 人員に関する基準

① 従業者

- ・ 利用者：看護・介護職員 = 1.5 : 1以上
- ・ 常勤専従の看護師を 1名以上配置すること。

② 管理者

- ・ 常勤専従で 1人配置すること。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所内の他の職務に従事し、又は併設される他の事業所等の職務に従事することが可能であること。
- ・ 管理者は看護師であることとし、適切なサービスを提供するために必要な知識及び技能を有する者とすること。

(4) 設備に関する基準

① 利用定員

定員は 5名以内とすること。

② 設備及び備品等

- ・ 専用の部屋の面積は、8 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とすること。
- ・ 指定療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋を有するほか、指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品を備えなければならないこと。
- ・ 設備及び備品は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならないこと。

(5) 運営に関する基準

① 内容及び手続の説明及び同意

事業者は、指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合の予想されるリスクとその対応策及び主治の医師及びあらかじめ定めた緊急時対応医療機関との連絡体制について、利用者に文書を交付して説明を行わなければならないこと。

※ その他の規定は、指定通所介護と同様とすること。

② 心身の状況等の把握

- ・ 事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないこと。
- ・ 指定療養通所介護は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師やその利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならないこと。

③ 居宅介護支援事業者等との連携

- ・ 事業者は、利用者のサービス利用の可否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならないこと。
- ・ 事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならないこと。

※ その他の規定は、指定通所介護と同様とすること。

④ 指定療養通所介護の具体的取扱方針

指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ・ 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- ・ 指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ・ 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

- 事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や訪問看護事業者との密接な連携を図り、サービスの提供方法・手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- 指定療養通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

⑤ 療養通所介護計画の作成

事業所の管理者は、利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供するため、当該利用者に係る訪問看護計画が作成されている場合には、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、計画を作成すること。

※ その他の規定は、指定通所介護と同様とすること。

⑥ 緊急時の対応

- 指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等、予想されるリスクとその対応策について、主治の医師を含めて予め検討し、利用者ごとに策定しておかなければならぬこと。
- 指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこと。
- 緊急時の対応策については、事業者は主治の医師との密接な連携のもと、利用者の状態の変化に応じて適宜見直すこと。
- 事業者は、緊急時の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならないこと。

⑦ 管理者の責務

- 事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとすること。
- 事業所の管理者は、利用者の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。
- 事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や訪問看護事業者との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ることに対して責任を持たなければならないこと。
- 事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に当たり、適切な環境を整備しなければならないこと。

- 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとすること。

⑧ 緊急時対応医療機関

- 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬこと。
- 緊急時対応医療機関は、事業所に併設していなければならぬこと。
- 事業者は緊急時において円滑な対応が図られるよう、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

⑨ 安全・サービス提供管理委員会の設置

- 事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体、地域の保健・医療・福祉の専門家等から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならぬこと。
- 委員会は概ね6月に1回以上開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、これらのデータ等もふまえつつ、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行うこと。
- 事業者は、安全・サービス提供管理委員会における検討をふまえ、必要に応じて対策を講じなければならないこと。

⑩ 準用

- 訪問介護の運営に関する基準中、
○提供拒否の禁止、○サービス提供困難時の対応、○受給資格等の確認、
○要介護認定の申請に係る援助、○法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、○居宅サービス計画の変更の援助、○サービスの提供の記録、○保険給付の請求のための証明書の交付 ○利用者に関する市町村への通知、○勤務体制の確保等、
○定員の遵守、○掲示、○秘密保持、○広告、○居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、○苦情処理、○事故発生時の対応、○会計の区分
- 通所介護の運営に関する基準中、
○利用料等の受領、○指定通所介護の基本取扱方針、○運営規定、○非常災害対策
は、指定療養通所介護について準用する。

6 短期入所生活介護

<設備に関する基準>

「指定短期入所生活介護事業所（ユニット型含む）の建物」の規定に以下の事項を追加すること。

都道府県知事等が、火災の予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物であって、火災の際の利用者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこと。

- ・ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- ・ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- ・ 避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

<運営に関する基準>

「勤務体制の確保等」(※ユニット型のみ)の規定において、次に定める通りの職員配置をしなければならないことを追加すること。

- ・ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

7 短期入所療養介護

<人員に関する基準>

老人性認知症患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所について、看護職員の人員配置の経過措置を規定どおり平成18年2月28日までとすること。

<運営に関する基準>

「勤務体制の確保等」(※ユニット型のみ)の規定において、次に定める通りの職員配置をしなければならないことを追加すること。

- ・ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置

すること。

- ・ 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

8 特定施設入居者生活介護

<特定施設入居者生活介護>

(1) 共通事項

「入所者」を「入居者」に改めること。

(2) 人員に関する基準

「看護職員・介護職員」の規定を以下のように改正すること。

- ・ 要介護者である利用者：看護・介護職員=3：1（常勤換算）
- ・ 看護職員
利用者が30人までは1人、30人を超える場合は50人又はその端数ごとに1人とすること。
- ・ 介護職員
常に1以上の介護職員を確保すること。
- ・ 看護職員、介護職員ともに1人以上は常勤であること。

(3) 設備に関する基準

現行の規定に以下の規定を追加又は改正すること。

① 指定特定施設の建物

耐火建築物、準耐火建築物とすることを要しない例外規定について、短期入所生活介護と同様の事項を追加すること。

② 居室

個室とすること。ただし、夫婦であるなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

※ 現に存する指定特定施設の四人以下の居室については適用しない。

(4) 運営に関する基準

現行の規定に以下の規定を追加すること。

(地域との連携等)

- ・ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活

動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととすること。

- 事業者は、その運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととすること。

※ 現行の基準上は、認知症対応型共同生活介護における規定を準用しているが、認知症対応型共同生活介護が地域密着型サービスに移行するため、特定施設入居者生活介護の基準において規定する。

<外部サービス利用型特定施設入居者生活介護>

(1) 趣旨

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業（指定特定施設入居者生活介護の事業であって、当該指定特定施設の従業者により、特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等を行い、当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（受託居宅サービス事業者）によって、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものをいう。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めること。

(2) 基本方針

- 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすること。
- 事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めること。

(3) 人員に関する基準

① 従業者

○ 生活相談員

- 利用者：生活相談員 = 100 : 1 (常勤換算)
- 常勤専従で1人以上配置すること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職務に従事することが可能であること。

○ 介護職員

要介護である利用者：介護職員 = 10 : 1 (常勤換算)

○ 計画作成担当者

- 利用者：計画作成担当者 = 100 : 1 (常勤換算)
- 常勤専従で1人以上配置すること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職務に従事することが可能であること。
- 介護支援専門員であること。

※ 養護老人ホームである特定施設については、平成21年3月31日までの間は、介護支援専門員でない者をもって充てることができる。

- 当該事業所における業務に携わる従業員の員数は、常に1人以上確保すること。

② 管理者

専従で1人配置すること。ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設内の他の職務に従事し、又は併設される他の事業所等の職務に従事することが可能であること。

(4) 設備に関する基準

- 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）
特定施設入居者生活介護の規定を準用すること。

② 居室

- 個室とすること。ただし、夫婦であるなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができますものとする。
- ※ 養護老人ホームである特定施設については適用しない。
- ※ 現に存する特定施設の四人以下の居室については適用しない。
- プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適當な広さであること。
- 地階に設けてはならないこと。
- 便所及び浴室は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

③ 食堂

- 食堂を有すること。
- 居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、設けないことができるものとすること。

④ その他

- 利用者が車椅子で円滑に移動することができる空間と構造を有するもの

であること。

- 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによること。

(5) 運営に関する基準

① 内容及び手続きの説明及び契約の締結等

- 事業者は、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称並びに居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならないこととすること。

※ 養護老人ホームである特定施設については、入居に当たっての契約は不要であること。

- 事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならないこと。
- 事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しなければならないこと。
- 重要な事項の電磁的方法による利用者への交付については、訪問介護の規定と同様とすること。

② 介護サービスの提供

- 事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならないこと。
- 事業者は、受託居宅サービス事業者がサービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を当該受託居宅サービス事業者から、文書により報告させなければならないこと。

③ 運営規程

事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならぬこと。

- 事業の目的及び運営の方針
- 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 入居定員及び居室数

- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地
- 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 施設の利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- その他運営に関する重要な事項

④ 勤務体制の確保等

- 事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスが提供されるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬこと。
- 事業者は、当該指定特定施設の従業者によって特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等を行わなければならぬこと。ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでないこと。
- 事業者は、業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならぬこと。
- 事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬこと。

⑤ 受託居宅サービス事業者への委託

- 事業者が、受託居宅サービス事業者に対して、介護サービスの提供に関する業務を委託する旨の契約は、受託居宅サービスの事業所ごとに文書により締結しなければならぬこと。
- 受託居宅サービス事業者が提供する居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション及び指定福祉用具貸与とするここと。
- 事業者は、指定に際し、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護を提供する受託居宅サービス事業者と契約を締結し、当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地並びに受託居宅サービス事業者の名称及び所在地を事前に都道府県知事に届け出なければならないこと。
- 他の居宅サービスについては、利用者の要望に応じて、適宜契約を締結するものとすること。
- 事業者は、業務について、受託居宅サービス事業者に必要な管理及び指揮命令を行うものとすること。

⑥ 記録の整備

- 事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならぬこと。
- 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならないこと。
 - ・ 特定施設サービス計画
 - ・ 受託居宅サービス事業者からの報告に係る記録
 - ・ 市町村への通知に係る記録
 - ・ 苦情の内容等の記録
 - ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ・ 委託により他の事業者に業務を行わせる場合の業務の実施状況についての確認結果の記録
 - ・ 代理受領の要件である利用者の同意を得た旨等が記載された書類

⑦ 準用

- ・ 訪問介護の運営に関する基準中、
 - 受給資格等の確認、○要介護認定等の申請に係る援助、○保険給付の請求のための証明書の交付、○利用者に関する市町村への通知、○掲示、○秘密保持、○広告、○居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、○苦情処理、○事故発生時の対応、○会計の区分、
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱に関する基準以外の基準中、
 - 緊急時等の対応、○管理者の責務、
 - ・ 通所介護の運営に関する基準中、
 - 非常災害対策、○衛生管理等、
 - ・ 特定施設入居者生活介護の運営に関する基準中、
 - 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等、○法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意、○サービスの提供の記録、○利用料等の受領、○指定特定施設入居者生活介護の取扱方針、○特定施設サービス計画の作成、○相談及び援助、○利用者の家族との連携等、○協力医療機関等、○地域との連携等、

は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について準用する。

9 福祉用具貸与

<運営に関する基準>

以下の事項を追加すること。

居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、福祉用具専門相談員は、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載され、また、介護支援専門員により、少なくとも6月に1度その理由について検証がなされた上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように措置しなければならないこと。

10 特定福祉用具販売

(1) 基本方針

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならないこと。

(2) 人員に関する基準

① 従業者

福祉用具専門相談員 常勤換算2名以上配置すること。

② 管理者

常勤専従の管理者を1名置くこと。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設される他の事業所等の職務に従事することが可能。

(3) 設備に関する基準

事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならないこと。

(4) 運営に関する基準

① サービスの提供の記録

事業者は、特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付やその他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこと。

② 特定福祉用具販売に要した費用等の受領

- 事業者は、特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとすること。
- 通常の実施地域以外の交通費、搬入に特別な措置が必要な場合の措置に要する費用については、利用者又は家族に対して、サービスの内容及びその費用について説明を行い、別途受領することとすること。

③ 保険給付の申請に必要となる書類等の交付

事業者は、特定福祉用具販売に係る費用の支払いを受けた場合は、当該事業者の名称、提供した特定福祉用具販売の種目、品目の名称、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面を利用者に対して交付しなければならないこと。

④ 特定福祉用具販売の具体的取扱方針

- 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して、特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得なければならないこと。
- 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。
- 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、福祉用具専門相談員は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように措置しなければならないこと。
- 居宅サービス計画が作成されていない場合は、福祉用具専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならないこと。

⑤ 準用

- 訪問介護の運営に関する基準中、
○内容及び手続の説明及び同意、○提供拒否の禁止、○サービス提供困難時の対応、○受給資格等の確認、○要介護者認定等の申請に係る援助、○心身

の状況等の把握、○居宅介護支援事業者との連携、○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、○居宅サービス計画の変更の援助、○身分を証する書類の携行、○利用者に関する市町村への通知、○衛生管理等、○秘密保持、○広告、○居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、○苦情処理、○事故発生時の対応、○会計の区分、
・ 訪問入浴介護の運営に関する基準中、
○管理者の責務、○記録の整備
・ 通所介護の運営に関する基準中、
○勤務体制の確保等
・ 福祉用具貸与の運営に関する基準中、
○基本取扱方針、○運営規定、○適切な研修の機会の確保、○福祉用具の取扱種目、○掲示及び目録の備え付け
は、特定福祉用具販売について準用する。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

1 基本方針

事業者が事業の運営に当たって連携に努めるべき機関に、「地域包括支援センター」を追加すること。

2 人員に関する基準

(1) 従業者

指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員の員数の標準は、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人とすること。

(2) 管理者

管理者は、介護支援専門員でなければならないこと。

※ 既存事業所については、平成19年3月31日までの間は、介護支援専門員でない者をもって充てることができる。

3 運営に関する基準

「居宅介護支援の具体的取扱方針」の規定に以下の内容を追加すること。

- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催すること。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこと。
- ・ 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化すること。
- ・ 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならないこと。
- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- ・ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の介護支援専門員1人当たり8件を上限

とするとともに、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

※ 既存事業所については、平成18年9月30日までの介護予防支援業務の委託件数の上限は、適用しない。

○ 指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設の人員、設備（施設）及び運営に関する基準

I 三施設共通事項

<人員に関する基準>

平成15年3月31日時点で現に存する施設について、業務を委託して介護支援専門員を置かなくてもよいとする経過措置を、規定通り平成18年3月31日までとすること。

<運営に関する基準>

① 感染症対策体制の徹底

施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないことを追加すること。

- 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（※）に沿った対応を行うこと。

（※）別に厚生労働大臣が定める手順

感染性胃腸炎の集団発生を受けて発出した平成17年2月22日通知の内容等を参考に規定。

② 施設における介護事故発生の防止等

「事故発生時の対応」の規定に、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じなければならない旨を追加すること。

- 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

③ 褥瘡防止対策

「介護」又は「看護及び医学的管理の下における介護」の規定に、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない旨を追加すること。

④ 勤務体制の確保等（※ユニット型のみ）

次に定める通りの職員配置をしなければならないことを追加すること。

- 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

II 個別施設における改正事項

1 指定介護老人福祉施設

医師、生活相談員、介護支援専門員及び管理者について、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される特別養護老人ホームとの密接な連携を確保しつつ、当該特別養護老人ホームとは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設）との連携に対応した所要の規定の整備を行うこと。

2 介護老人保健施設

<設備に関する基準>

- 耐火建築物、準耐火建築物とすることを要しない例外規定について、指定居宅サービスの短期入所生活介護と同様の事項を追加すること。
- 病床転換による介護老人保健施設に関する経過措置について、平成18年3月31日までに開設されたものであったのを、当分の間延長すること。

<在宅復帰支援型介護老人保健施設に関する基準について>

在宅復帰支援型介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者に設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設との密接な連携を確保しつつ、当該介護老人保健施設とは別の場所で運営される定員29人以下の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所に併設される定員29人以下の介護老人保健施設）については、人員、施設等の基準（ユニット型、一部ユニット型も含む）に

について所要の規制緩和を行うこと。

3 指定介護療養型医療施設

<人員に関する基準>

老人性認知症患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設について、看護職員の人員配置の経過措置を規定通り平成18年2月28日までとすること。

<設備に関する基準>

※ 介護報酬上の療養環境減算のそれぞれの廃止に対応して、設備基準に関する経過措置を改正すること。

<運営に関する基準>

「指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない」という規定を追加すること。